

福岡市暴力団排除条例

(平成 22 年福岡市条例第 30 号)

逐条解説

平成 23 年 4 月 1 日

市民局生活安全・危機対策部

生活安全課

(目的)

第1条 この条例は、暴力団が市民の生活や社会経済活動に介入し、暴力及びこれを背景とした資金獲得活動によって市民等に多大な脅威を与えている本市の現状に鑑み、本市からの暴力団の排除(以下「暴力団の排除」という。)に関し、基本理念を定め、市及び市民等の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、及び本市における社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

1 趣旨

この条は、この条例の内容を要約するとともに、その目的を定めたものです。

2 解説

- (1) 暴力団は、市民生活の場に深く介入し、活動資金を獲得するために暴力やこれを背景とした資金獲得活動によって、市民や事業者に多大な脅威を与えています。

福岡市内でも、暴力団の抗争や公共工事に絡んだ発砲事件、登録業者による暴力団員と共謀した恐喝事件などが、市民の安全で平穏な生活を脅かすとともに、公平な経済活動に支障を来すなど、本市の社会経済活動の発展にも著しい悪影響を与えています。

この条は、福岡市内のこのような厳しい暴力団情勢に鑑み、これらの不安要因を排除するために、市民、事業者、行政が一体となって市民の生活や社会経済活動の場から暴力団を排除し、安全で平穏な市民生活を確保することなどをこの条例の目的とすることを示しています。

- (2) 「市」とは、市役所、市教育委員会などの市の執行機関の全てをいいます。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 市民等 市民及び事業者をいう。

1 趣旨

この条は、本条例における用語の定義を定めたものです。

2 解説

- (1) 第1号の「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定するところにより、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」をいいます。
- (2) 第2号の「暴力団員」とは、法第2条第6号の規定のとおり、暴力団の構成員をいいます。
- (3) 第3号の「事業者」とは、事業を行う者をいい、個人事業者を含みます。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、市及び市民等が、暴力団が社会に悪影響を及ぼす許されざる反社会的存在であることを共に認識し、暴力団との交際を厳に慎むとともに、暴力団を利用しない、暴力団に金を出さない、暴力団をおそれないという基本的事項を遵守し、市民の安全で平穏な生活の確保及び社会経済活動の健全な発展に向けて、互いに緊密に連携し、及び協力して、一丸となって推進されなければならない。

1 趣旨

この条は、福岡市からの暴力団の排除を推進する上での基本理念について定めたものです。

2 解説

- (1) 「暴力団が社会に悪影響を及ぼす許されざる反社会的存在であること」とは、市民に対する卑劣な暴力、対立抗争、更には示威活動などにより、市民の安全で平穏な生活を脅かしている存在であること、組織的に行使する暴力とその威力を利用して資金獲得活動を行っており、社会経済の健全な発展に悪影響を及ぼす存在であることなどをいいます。
- (2) 「暴力団との交際」とは、暴力団員と会食し交友を深めたり、暴力団が主催するゴルフコンペに出席することなどをいい、暴力団員個人や暴力団という組織との付き合いも含まれます。
- (3) この条において「暴力団を利用しない、暴力団に金を出さない、暴力団をおそれない」とは暴力団排除・暴力追放のいわゆる「三ない運動」としての概念であり、福岡市からの暴力団の排除を推進する上での市民等の基本的な在り方を示したものです。

(市の役割)

第4条 市は、市民等の協力を得るとともに、県、他の市町村その他暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体との連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、県に対し、当該情報を提供するものとする。

1 趣旨

この条は、暴力団の排除に関する施策の推進や、県への情報提供といった市の役割を定めたものです。

2 解説

【第1項関連】

- (1) 市が暴力団の排除を行う上で、市単体で暴力団の排除を行うのではなく、市民等の協力を得るとともに、県等との連携を図り、より効果的な施策を推進する必要があることから、これを役割として定めたものです。
- (2) 「県」とは、知事部局、県教育委員会、県公安委員会(警察を含む。)などの福岡県の執行機関の全てをいいます。
- (3) 「他の市町村」とは、福岡都市圏をはじめとする市町村をいいます。
- (4) 「暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体」とは、財団法人福岡県暴力追放運動推進センターや地域住民による暴力団の排除活動を行う団体をいいます。
- (5) 「暴力団の排除に関する施策を総合的に推進する」とは、市の事務及び事業からの暴力団排除、青少年に対する教育等の推進、暴力団の排除のための活動に関する知識の普及を図るなど、多種多様な施策を行うことをいいます。

【第2項関連】

- (6) 暴力団の排除のための施策を推進していく中で、市は暴力団に関する様々な情報を入手することが考えられます。こうした情報を県に対して提供することにより、警察による暴力団員の取締りのほか、県が行う暴力団の排除のための施策等に反映させて、市、県が連携しての効果的な暴力団の

排除を推進することが可能となるため、県に対する情報提供について定めたものです。

- (7) 「暴力団の排除に資すると認められる情報」とは、暴力団犯罪に関する情報のみならず、暴力団の集金システムに関する情報等の暴力団の活動実態に係る情報、暴力団事務所の所在地等の暴力団の組織実態に関する情報等であって、暴力団の排除に資すると認められるものをいいます。当該情報の例としては、

暴力団A組は、B地区の飲食店から、みかじめ料を徴収している。

企業Cが、地元対策費と称して暴力団D会に利益を供与しているとの話を聞いた。

企業Eは、暴力団F組の関係企業ばかりを下請けに参入させている。

Hマンションの2階にはI組の関係者が多数出入りしており、I組の事務所があるかもしれない。

暴力団J組の幹部Kは、最近更迭され、後任に組員Lが抜てきされた。

などをいいます。

- (8) 第2項の「提供するものとする」とは、第5条第3項で規定する市民等の役割における情報提供に関する規定よりも、義務の程度が高い規定の仕方となっていますが、これは、暴力団の排除の先駆者であるべき市としての社会的責任の重さから導かれるものです。

(市民等の役割)

第5条 市民は、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携協力を図って取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その行う事業(事業の準備を含む。以下同じ。)により暴力団を利することとならないようにするとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

3 市民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、市又は警察その他の関係機関に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

1 趣旨

この条は、暴力団の排除に関する市民等の役割の重要性を踏まえ、市民及び事業者の役割について定めたものです。

2 解説

【第1項関連】

(1) 暴力団の排除を実現するためには、警察の取締りを含む行政機関の努力だけでは不十分であるため、市民が自主的な活動に取り組むべきこと及び暴力団の組織性に対抗するためには市民が相互の連携協力を図り、一体となった活動を展開すべきであることを定めたものです。

(2) 「協力する」とは、市が実施する暴力団の排除を目的とした集会やパレードに参加することなどをいいます。

【第2項関連】

(3) 事業者が事業を営むに当たって、当該事業から暴力団の排除を推進していくことは、業務の健全性及び適切性を確保し、社会的責任を果たすために重要かつ必要なことであり、更には企業防衛の観点からも不可欠なものです。

しかし、暴力団の活動実態の不透明化や資金獲得活動の巧妙化を背景に、潜在化した暴力団によって銀行融資取引、証券取引又は不動産の賃貸契約・売買取引が行われるなど、事業者に暴力団を利するとの認識がないまま取引が行われ、これが暴力団の排除を阻害する要因にもなっています。

このため、事業者が社会的責任を果たし、その事業が暴力団を利することがないように、事業者の役割を明確に定めたものです。

(4) 「事業の準備」とは、事業のための調査活動を実施した場合、事業のためにすでに従業員との雇用契約を結んでいる場合、事業の宣伝に着手しているような場合等については、「事業の準備」に当たると解されます。

(5) 「その行う事業により暴力団を利すること」とは、事業者が暴力団にとって少しでも有益な行為を行うことにより、その勢力の維持・拡大に資することをいい、そのような認識がなくて行う行為も含まれます。

具体的には、暴力団員を雇用・使用すること、暴力団員と下請契約や資材・原材料の購入契約等を締結することなど、直接的に暴力団に利益を与える行為だけでなく、暴力団員が経営に参画している企業を取引相手に紹介することなど、間接的に暴力団に利益を与えるような行為も含まれます。

(6) 「協力するものとする」とは、第1項で規定する市民の役割よりも義務の程度が高い規定の仕方となっていますが、これは、暴力団の排除の重要性及びそれに対する事業者としての社会的責任の重さから導かれるものです。

【第3項関連】

(7) 市民等は、社会生活を営む上で暴力団に関する様々な情報を保有していることが考えられます。こうした市民等からの情報の提供を受けることにより、この条例や福岡県暴力団排除条例で定める施策等に反映させて、効果的な暴力団の排除を推進するため、暴力団の排除に資する情報を知ったときの市や県その他の関係機関への提供について定めたものです。

(8) 「暴力団の排除に資すると認められる情報」とは、第4条の2解説(6)のとおりです。

(市の事務及び事業における措置)

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講じるものとする。

1 趣旨

この条は、市が実施する事務又は事業が暴力団を利することとならないように、市が必要な措置を講じることを定め、暴力団の排除を率先して行うべき市の責任を明らかにしたものです。

2 解説

(1) 市が実施する事務及び事業について、暴力団を利するようなことは許されないことから、市の事務事業の全般から暴力団を排除するために、市が必要な措置を講じることを明文化したものです。

(2) 「(市の事務又は事業により)暴力団を利する」とは、(市の事務又は事業を通じ)暴力団にとって少しでも有益な行為を行うことにより、その勢力の維持・拡大に資することをいい、そのような認識がなくて行う行為も含まれます。

(3) 「暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者」とは、

暴力団員が経営に事実上参加している事業者

暴力団員の親族等が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団員がその運営を支配している事業者

暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

暴力団(員)に経済上の利益や便宜を供与している者

役員等が暴力団(員)と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

などをいいます。

(4) 「必要な措置」とは、市の事務又は事業の相手方が暴力団員でないことの確認や、従来から実施している指名停止の措置のほか、全ての公共調達契約において、契約の相手方が暴力団員で

あることが判明した場合などにおける市の解除権を契約書に記載するなど、市の事務又は事業が暴力団を利用することを防止するために行う措置をいいます。

(公の施設における措置)

第7条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、同法第244条第1項に規定する公の施設の利用が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の利用の許可若しくは承認をせず、又は既にした当該利用の許可若しくは承認を取り消す等の利用の制限に関する処分を行うことができる。

1 趣旨

この条は、市長等の公の施設の管理者が公の施設における暴力団の利益となる利用を制限するにあたり、必要となる処分の根拠を定めたものです。平成23年3月議会の議決を経て追加し、同年4月1日より施行したものです。

2 解説

(1) 「公の施設」とは、市が、市民の福祉を増進する目的をもって市民の利用に供するために設けた施設をいい、具体的には、スポーツ施設、文化施設、公民館、公園、港湾施設、学校、図書館などがこれに該当します。

(2) 「暴力団の利益となる」利用とは、公の施設を利用することによって、暴力団の勢力誇示、組織維持につながるような利用、または施設を利用して得た収益金が、暴力団の資金源となるような利用をいい、具体的には、

大会議室における組長の襲名披露式の開催

会議室を利用した脱法行為の研究会の開催

麻薬の海上取引等、船舶による違法行為目的の係留施設の利用

格闘技大会等の興行の開催(収益金が暴力団の活動資金となるもの)

などがこれに該当します。

(3) 「利用の制限に関する処分」とは、公の施設の利用に関する

不許可又は不承認

既にした許可又は承認の取消し

利用の制限、利用の拒否又は退去の命令

などの処分をいいます。

(市民等に対する支援等)

第8条 市は、市民等が暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携協力を図って取り組むことができるよう、市民等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、市民等が暴力団の排除の重要性についての理解を深めるとともに、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携協力を図って取り組むことができるよう、暴力団の排除の気運を醸成する集会を開催する等、広報及び啓発を行うものとする。

3 市は、市民等が安心して暴力団の排除のための活動に取り組むことができるよう、警察と緊密に連携し、その安全の確保に配慮するものとする。

1 趣旨

この条は、暴力団の排除のために市が市民等に対して行う支援等について定めたものです。

2 解説

【第1項関連】

(1) 暴力団の排除のための活動を行うに当たり、市民等が独自の力で行おうとしても必要な情報等を有しないため、実効のあるものには成り難いことから、市が保有する暴力団に関する情報の提供や暴力団の排除に関する助言等を行うこととします。

(2) 「情報の提供」とは、暴力団の活動実態や暴力団の犯罪情勢等暴力団の排除のための活動に資する情報の提供をいいます。

(3) 「助言その他の必要な支援」とは、市民等が推進する暴力団の排除のための活動に資する支援全般を指し、具体的には、暴力団員に対する対処方針及び対処方法に関する相談及び指導などをいいます。

【第2項関連】

(4) 暴力団の排除を実現するためには、市民等が自主的かつ組織的に暴力団の排除のための活動に取り組むことが必要であることから、市民等にその重要性についての理解を深めてもらうために市が広報及び啓発を行うことを定めたものです。

(5) 「暴力団の排除の気運を醸成する集会」とは、市が主催している「暴力追放福岡市民大会」など、暴力団の排除又は暴力追放を目的として市が主催する様々な集会をいいます。

【第3項関連】

(6) 暴力団の排除のための活動を行う者は、暴力団の組織力を背景とした暴力等により危険にさらされるおそれがあります。そこで、市民等が安心して暴力団の排除活動等に取り組むことができるよう、当該者の安全確保に配慮する市の義務を定めたものであり、この条文は、暴力団対策法第32条第2項に定められた「国及び地方公共団体の責務」から導かれるものです。

(7) 「安全の確保に配慮する」とは、
暴力団から危害を加えられるおそれがある者に対して
警察に保護措置をとるよう要請する
緊急避難場所を提供する
よう配慮することなどが考えられます。

(青少年に対する教育等のための措置)

第9条 市は、その設置する学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する中学校、高等学校又は特別支援学校(中学部及び高等部に限る。))をいう。次項において同じ。)において、その生徒が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団による犯罪被害を受けないようにするための教育を行うものとする。

2 市は、前項に規定する教育の目的を達成するため、市内に所在する学校(市が設置するものを除く。)又は青少年の育成に携わるものが青少年に対して教育、助言その他の適切な措置を講じることができるよう、これらのものに対し、情報の提供その他の必要な支援又は協力を行うものとする。

1 趣旨

この条は、青少年の暴力団への加入防止及び暴力団犯罪からの被害防止のため、市が中学校、高等学校等において教育を行うこと及び青少年の育成に携わる者に対して、市が支援等を行うことを定めたものです。

2 解説

【第1項関連】

(1) 暴力団は社会に悪影響を与える存在ですが、暴力団員を主人公とした映画等が多数存在するなど、一部では暴力団を美化する風潮があります。

そのため、それらの影響を受けやすい青少年に対し、暴力団の真の実態等を教えることにより、暴力団に対する誤った認識を払しょくさせ、暴力団に加入したり、暴力団犯罪に巻き込まれたりすることを防止する必要があります。

(2) 将来における暴力団加入者を減少させ、暴力団組織を弱体化に導いたり、青少年の福祉を害する犯罪実態(薬物の乱用、暴走族等)を正しく認識させ、資金獲得のために暴力団が介在する犯罪から青少年を守るためには、青少年に対する教育を推進することが極めて重要です。

(3) 「教育」とは、暴力団の実態、暴力団の悪性、暴力団犯罪の特徴等を理解させる教育をいいます。

具体的には、暴力団情勢に関する資料の配布、暴力追放啓発ビデオの上映等の市や警察によ

る情報提供を基に教職員が実施する教育のほか、警察職員の派遣を受けての教育が挙げられます。

【第2項関連】

- (4) 「市内に所在する学校(市が設置する学校を除く。)」とは、私立学校、県立学校をいいます。
- (5) 「青少年の育成に携わる者」とは、青少年の保護者や青少年を雇用している職場において青少年を指導監督する立場にある者に限らず、その他青少年を助言及び指導できる立場にある者を広く含みます。
- (6) 「教育、助言その他の適切な措置を講じる」とは、青少年の育成に携わる者が、暴力団関係者が経営する飲食店等を客として利用したり、働いたりしないよう助言すること、暴力団の資金源となる薬物の乱用や暴力団の影響を受けやすい暴走族への加入を阻止するため指導することなどをいいます。
- (7) 「情報の提供その他の必要な支援又は協力」とは、暴力団の現状や暴力団犯罪の実態等の教育に必要な資料の提供又は講師の派遣等をいいます。

(暴力団の威力を利用することの禁止)

第 10 条 市民は、債権の回収、紛争の解決等に関して暴力団員を利用し、自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧する等、暴力団の威力を利用してはならない。

1 趣旨

この条は、市民が暴力団の威力を利用すること全般を禁止したものです。

2 解説

- (1) この条は、市民が市民生活において暴力団の威力を利用することを禁止したのですが、これは市民等が一丸となって暴力団の排除を推進する上で、暴力団の威力を自己のために利用することは、暴力団の排除に反する許されない行為であるためです。
- (2) 「威力」とは、人の意思を制圧するに足りる勢力のことをいい、「暴力団の威力」とは、暴力団に所属していることにより発生する資金獲得活動を効果的に行うための影響力をいいます。
- (3) (暴力団の威力を)「利用する」とは、自己に有利なように暴力団の威力を活かすことであり、暴力団が暴力的行為を第三者にすることではなく、そうした行為が自己のためになされていることなどを直接、間接的に他者に認識させることです。例えば、市民自らが相手方に対し、「自分のバックには暴力団がついている。」などと言ってトラブルの処理を有利に進めようとするのは「暴力団の威力の利用」に当たります。

(利益の供与の禁止)

第11条 市民は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

1 趣旨

この条は、市民による暴力団員に対する財産上の利益の供与の禁止を定めたものです。

2 解説

- (1) 「暴力団の活動」とは、違法・合法を問わず暴力団が行う活動全般をいい、運営資金の獲得を目的に行う薬物の密売(違法な活動)、暴力団員による役務の提供(合法的活動)等が挙げられます。
- (2) 「暴力団員が指定した者」とは、暴力団員が市民に対して利益の供与をする相手先として指定した自然人及び団体をいいます。
- (3) 「財産上の利益の供与」とは、金銭、物品のほか、有価証券、債務の免除、金銭・物品の貸与、労務の提供等であって、これを受ける者にとって財産的な利得がある一切のものをいいます。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

1 趣旨

この条例に規定されている事項の他に、施行に必要な事項がある場合、市長が定めることを規定したものです。

附 則

この条例は、平成22年7月1日から施行する。

附 則(平成23年3月17日条例第7号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

1 趣旨

この条例の施行期日を定めたものです。

2 解説

(1) 附則

条例制定時の施行期日(平成22年7月1日)を定めたものです。

(2) 附 則(平成23年3月17日条例第7号)

第7条(公の施設における措置)の規定を追加する一部改正条例の施行期日を定めたものです。